

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2014年(平成26年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	村岡大鋸線	弥勒寺三丁目8番12地先		12.0	1500.0
		大鋸三丁目851番8地先			
2	鵜沼 904号線	鵜沼藤が谷四丁目2396番29地先		4.0 ~ 6.5	46.7
		鵜沼藤が谷四丁目2396番75地先			
3	鵜沼 905号線	鵜沼海岸五丁目4326番19地先		6.0	189.2
		鵜沼海岸五丁目4314番34地先			
4	鵜沼 906号線	鵜沼桜が岡三丁目6072番13地先		4.0 ~ 4.2	166.2
		鵜沼桜が岡三丁目6086番2地先			
5	鵜沼 907号線	鵜沼松が岡二丁目6678番61地先		4.3	19.0
		鵜沼松が岡二丁目6678番67地先			
6	鵜沼 908号線	鵜沼松が岡三丁目6687番3地先		4.5	39.3
		鵜沼松が岡三丁目6687番114地先			
7	鵜沼 909号線	鵜沼松が岡三丁目6803番319地先		4.0	19.9
		鵜沼松が岡三丁目6803番321地先			

8	辻堂	辻堂新町三丁目1234番45地先	6.0	57.6
	604号線	辻堂新町三丁目1234番3地先		
9	村岡	村岡東二丁目9番4地先	6.0 ~ 7.0	364.3
	479号線	村岡東二丁目101番31地先		
10	村岡	村岡東二丁目101番30地先	6.0	225.2
	480号線	村岡東二丁目104番25地先		
11	村岡	村岡東二丁目112番4地先	5.0	118.2
	481号線	村岡東二丁目111番2地先		
12	村岡	村岡東二丁目102番32地先	6.0	152.7
	482号線	村岡東二丁目104番1地先		
13	村岡	村岡東二丁目102番33地先	5.0	197.0
	483号線	村岡東二丁目102番8地先		
14	村岡	村岡東二丁目110番6地先	5.0	34.4
	484号線	村岡東二丁目111番8地先		
15	村岡	村岡東二丁目108番2地先	5.0	140.0
	485号線	村岡東二丁目111番7地先		
16	村岡	村岡東二丁目21番1地先	4.0	68.6
	486号線	村岡東二丁目109番2地先		
17	藤沢	大鋸字丸山961番14地先	5.3 ~ 7.3	175.3
	753号線	西富字西原502番7地先		
18	藤沢	大鋸字外原1036番1地先	4.5 ~ 9.0	61.8
	754号線	大鋸字外原1134番9地先		
19	明治	羽鳥三丁目405番7地先	4.0	13.7
	486号線	羽鳥三丁目405番4地先		

20	明治	羽鳥四丁目513番10地先	4.0	33.7
	487号線	羽鳥四丁目513番3地先		
21	善行	立石一丁目3252番18地先	5.0	65.6
	612号線	立石一丁目3252番11地先		
22	長後	下土棚字谷戸421番3地先	6.3	18.7
	903号線	下土棚字谷戸424番2地先		
23	御所見	用田字鳥居前634番4地先	4.0	89.1
	1084号線	用田字鳥居前634番1地先		
24	鵜沼海岸1号	鵜沼海岸五丁目4314番41地先	4.0	28.2
	歩行者専用道	鵜沼海岸五丁目4314番8地先		
25	鵜沼海岸2号	鵜沼海岸五丁目4314番29地先	4.0	12.0
	歩行者専用道	鵜沼海岸五丁目4314番17地先		
26	村岡東2号	村岡東二丁目108番14地先	4.0	25.0
	歩行者専用道	村岡東二丁目23番9地先		
27	村岡東3号	村岡東二丁目101番1地先	4.0	16.2
	歩行者専用道	村岡東二丁目100番10地先		
28	村岡東4号	村岡東二丁目100番9地先	5.0	35.2
	歩行者専用道	村岡東二丁目2番5地先		
29	藤沢2号	藤沢字大道東113番7地先	2.2	11.8
	歩行者専用道	藤沢字大道東113番7地先		

提案理由

村岡大鋸線ほか28路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提

出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。